

### 第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進

#### 第一節 経営革新

##### (経営革新計画の承認)

**第九条** 中小企業者及び組合等（以下この節及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。）は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあつては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営革新の目標
  - 二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標
  - 三 経営革新の内容及び実施時期
  - 四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
  - 五 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準
- 3 行政庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
  - 二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準が適切なものであること。

【趣旨】 本条は、中小企業者等が経営革新を行おうとする場合については、当該経営革新に関する計画について行政庁（国又は都道府県）の承認を受けることができるものとし、その承認の手續、要件等について定めている。

##### 【解説】

（第1項） 計画の作成主体について規定するものである。中小企業が行う経営革新については、個々の中小企業が行う場合の他、グループや組合等（組合等については第二条第四項の解説参照）の多様な形態で取組むことが考えられる。従つて、本項においては、計画の作成主体について定めるとともに、グループで計画を申請する場合の代表者に関して規定している。

一 共同での計画の申請

個々の中小企業者等で行うよりも複数の中小企業者等が協力して経営革新に取組むことがより円滑な事業の推進、個々の事業者の経営の向上につながることもあり、任意のグループによつて経営革新に取り組む場合について支援の対象とすることを明確に位置づけたものである。

## 二 出資会社、合併等に関する計画の申請

経営革新に取り組むために中小企業者等が新たに組合や出資会社を設立する場合は、既存の中小企業者等と新たに設立された組合等が共同で行う経営革新として計画申請を行うことができる。新たに設置された組合や出資会社が単独で計画申請できないのは、経営革新の概念が、新たな事業活動を通じて中小企業の経営の向上を図るものであり、組合や出資会社の新たな設置によって既存の中小企業者等の経営がどのように向上するかに着目する必要があるからである。また、合併により設立される会社による計画申請も可能であり、この場合の経営の向上については、合併する企業全体の経営状況がどのように向上するかに着目することとなる。

## 三 共同で計画を申請する際の代表者

中小企業者等が共同で計画を申請する際には、代表者を定めることとなっており、この代表者の所在地によって申請先が決定される。

施行規則（経済産業省令）によって代表者の数は三名以内とされているが、複数の代表者を認めることについては、グループにおいて中核的な中小企業者等が複数存在する場合も想定したものであり、それぞれの所在する都道府県が異なる場合については、国に申請することとなる。なお、代表者の所在地と申請先である行政庁（国又は都道府県）との関係については、法第三十六条及び施行令第十二条に規定されている（具体的な申請先については第三十六条解説参照。）。

（第2項） 計画に記載すべき事項については、第二項各号に定められているとおりであるが、第二号の「経営革新による経営の向上の程度を示す指標」が大きな特徴となっている。第二条第六項に規定される経営革新の定義において「経営の相当程度の向上を図ること」が要件とされているが、本項第二号は、その経営の向上を示す指標を用いて具体的な経営目標を経営革新計画に盛り込むことを要求するものである。具体的な「経営の向上の程度を示す指標」については、法第三条に規定する新たな事業活動の促進に関する基本方針において、中小企業（グループの場合は全体での評価も可。においても同じ。）の付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額の伸び率及び經常利益の伸び率の二つの指標と規定されている。（次項及び第二条第六項の解説参照）

## （第3項）

### 一 第一号

経営革新の対象となる事業内容、経営の向上の目標等の詳細については、基本方針において定められているが、経営革新計画におけるこれらの記載事項が基本方針に照らして適切なものであることを要件とするものである。

なお、「経営の向上の程度を示す指標」との関係では、指標の内容及び「経営の相当程度の向上」と判断できる目標値については、基本方針において、具体的には計画期間の終了までの付加価値額又は一人あたりの付加価値額の伸び率が五年計画であれば十五%以上（三年計画であれば九%以上）であること、かつ、經常利益の伸び率が、五年計画であれば五%以上（三年計画であれば三%以上）であることが要求されている。

### 二 第二号

経営革新に必要な資金の額及びその調達方法が、経営革新を実現するに当たって適切なものであるとともに、企業規模等から勘案して無理なものでないことを要件とするものである。

### 三 第三号

組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その基準が適切なものであることを要件としているものである。

(経営革新計画の変更等)

- 第十条 前条第一項の承認を受けた中小企業者等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。
- 2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。）に従って経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

【趣旨】 本条は、経営革新計画の変更をする中小企業者等は、その計画を承認した行政庁の承認を受けなければならない旨及びその際の承認基準並びにその承認を受けた経営革新計画に従った経営革新のための事業が行われていない場合等に行政庁が承認を取り消しつる旨を定めたものである。

【解説】

(第1項、第3項)

一 第九条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等（以下「承認中小企業者等」という。）は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、同項の承認を行った行政庁の承認を受けなければならない。

承認経営革新計画の実施については、計画が円滑に行われるよう努めるものとするが、経営事情の変動等により、その計画の実施時期、資金計画等を変更しなければならないケースも想定される。そのため、この場合の手續を特に法律において明記する必要があると考え、本規定を設けることとしたものである。

経営革新計画を変更した後の計画の実施期間は、変更前の承認経営革新計画を実施した期間を含めて五年間以内であり、例えば当初の計画の実施期間が三年間であつた場合は、変更申請により最大二年間の延長をして承認を受けることが可能である。また、経営革新計画の承認基準（第九条第三項）に照らし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような導入機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等の承認経営革新計画の趣旨を変えないような軽微な修正は、変更とはみなさないものとしている。

なお、経営革新計画の変更の際の承認基準は、本条第三項の準用規定により第九条第三項に定められた基準と同様である。

二 経営革新計画の変更の申請は、施行規則様式第七による申請書一通及びその写し一通を当該承認経営革新計画の承認を行った行政庁に提出することにより行う。この場合、経営革新計画の変更内容について、変更前と変更後を対比して記載する。

(第2項) 本項は、行政庁は、承認中小企業者等が当該承認を受けた経営革新計画（第九条第一項の規定による変更の承認があつたときには、その変更後の計画）に従って経営革新を行っていないと認められるときには、その承認を取り消すことができることを定めたものである。

行政庁は、承認経営革新計画の実施に遅滞があると認められる場合には、計画に沿って事業を行えるよう指導・助言するほか、必要に応じ経営革新計画の変更を指導するものとしている（第三十四条第三項）。しかし、経営革新計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、当該承認経営革新計画を実施する見込みがなく、その結果、承認基準に該当しなくなると認められる場合には、当該承認経営革新計画の承認を取り消すことができることを定めたものである。

承認経営革新計画の承認の取り消しを受けた者に対しては、金融・税制上の助成措置を停止することとなる。

## 第二節 異分野連携新事業分野開拓

### (異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十一条 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異分野連携新事業分野開拓の目標
  - 二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - 三 異分野連携新事業分野開拓の内容及び実施時期
  - 四 異分野連携新事業分野開拓における連携の態様
  - 五 異分野連携新事業分野開拓のために当該中小企業者及び大企業者又は協力者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様
  - 六 異分野連携新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る異分野連携新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
  - 二 当該異分野連携新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役務に対する需要が相当程度開拓され、又は当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が相当程度開拓されるものであること。
  - 三 前項第三号及び第六号に掲げる事項が異分野連携新事業分野開拓を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 四 当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与すると認められるものであること。

【趣旨】 異分野連携新事業分野開拓計画の認定のための申請に関する手続、記載事項及び認定の要件を定めるもの。

### 【解説】

（第1項） 複数の中小企業者は、共同して異分野連携新事業分野開拓計画を作成し、その認定を受けることができる。この場合、少なくとも「その事業分野を異にする」二以上の中小企業者を含むことを必要とする。「異分野連携新事業分野開拓」及び「その事業分野を異にする」については、この法律に使用される用語を定義した第二条第七項の解説参照。

認定主体を国（主務大臣）としたのは、左に列挙する理由から、国として積極的な関与を行い、成功に導く支援をなすべきであるためである。

異分野連携新事業分野開拓は、異なる分野に属する事業者が各々の有する技術・ノウハウ等を組み合わせることにより、それまでの事業分野にとられない新たなビジネスを行うものである。このため、各分野を所管する大臣がその有する専門的知見に基づいて新しいビジネスの成長性を判断する必要性があること。

異分野連携新事業分野開拓を行う中小企業が最適な経営資源を求めて活動を広域化する傾向にあるため、広域の視点に基づいた設定を行う必要があること。

申請の様式については、「異分野連携新事業分野開拓に関する命令」（平成十七年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号。以下、「異分野命令」という。）において定められており、かつ、代表者については一人を定めることとしている。この代表者は、基本方針に掲げられている「中核的な中小企業（第二項解説四参照）」であることが望ましい。申請書の提出先は、法第三十八条及び施行令第十三条により認定等に係る主務大臣の権限の一部が各主務大臣の地方支分部局に委任されており、多くの場合において当該代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局（権限委任に係る詳細は第三十八条の解説参照。）となる。その際、主たる事務所とは、代表者が会社である場合にあつては、一般的に登記上の本店であるが、計画を認定して支援する主務大臣の事務を便宜上の観点から地方支分部局に委任している規定の趣旨より、必ずしも登記上の本店に限られるものではなく、実質的に会社の本拠としてその代表者が駐在し、事業を企画している場所をいう。

（第2項） 異分野連携新事業分野開拓計画に記載すべき事項を定めている。

#### 一 目標

異分野連携新事業分野開拓の目指すべき目標である。

異分野連携新事業分野開拓は、新たな事業分野の開拓を目的としていることを踏まえ、新たな需要を開拓することが第一の目標となる。具体的には、新たなビジネスにおいては、一義的に売上の開拓が目標とされ、これを通じた利益の向上が図られる。本号においてはこうした需要の開拓の規模を記載するものであり、併せて新事業活動の内容、市場のニーズ・規模、競合他社等との比較を記載することとしている（異分野命令様式一別表一）。これらは、実施計画の現実性の審査（次項第二号及び第三号の解説参照）と併せて需要の開拓の妥当性を判断する要素とされる。

#### 二 共同で事業を行う大企業又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

異分野連携新事業分野開拓においては、中小企業者のみならず、大企業や大学、NPO等の参加を得ることにより、様々な経営資源を組み合わせることで新事業活動を行うことが想定されている。このような場合、計画を認定する妥当性の判断に当たっては、こうした大企業や協力者がどのような参加を行うかを主務大臣が把握する必要があり、このため、こうした者の書誌事項（名称、住所等）について本号において記載するものとする。その具体的な参加の態様について第五号で記載するものとしている。なお、当該書誌事項が変更された場合には計画の実質的な変更を伴うものではないことから、認定変更の申請ではなく、届出で足りるものとしている（次条第二項及び異分野命令第三条）。なお、事業に参加する営利事業のうち、企業数又は事業費等で動案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合には、認定の対象とならない（基本方針第3・2・二）。

#### 三 内容及び実施時期：基本方針により、計画期間は三年間から五年間までとされている（基本方針第3・1・四）。

四 連携の態様：基本方針において、連携に関する事項として、(1)「中核となる中小企業の存在」、(2)「中小企業の主体的参画」、(3)「参加事業者間での規約等の存在」が挙げられており（基本方針第3・2・一）(三)、これらの事項について記載するものとしている。基本方針では、具体的には以下のように規定されている。

(1)「中核となる中小企業の存在」

連携事業に参画する事業者等が一体的に活動するため、連携内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる中小企業（コア企業）が必要である。

(2)「中小企業の主体的参画」

異分野連携新事業分野開拓計画には二以上の中小企業の参加が必要であるが、事業に参加する営利企業のうち、企業数又は事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合、支援対象外とする。

(3)「参加事業者間での規約等の存在」

当事者間の規約等を策定し、工程管理や品質管理が統一的行われるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方等を明確化し、市場から信用される体制を構築することが必要である。また、連携事業者には、互いに競争力を維持し、努力しない事業者は自律的に連携事業から退出することとされるなどの緊張感ある関係を有することが望まれる。

なお、(2)「中小企業の主体的参画」における企業数及び事業費は、実質的な事業に対する貢献度合いを勘案するための判断基準として例示されているものであり、どちらかでも半数以下であった場合には支援対象から外すというのではない。

五 当該中小企業者及び大企業者又は協力者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様：異分野連携新事業分野開拓計画の参加者が、それぞれどのような経営資源を提供し、これらを組み合わせることによって、どのように連携事業が実現されるのかについて、記載するものとする。なお、基本方針（第3・3・1）において、「経営資源」の具体的内容について、次のように規定している。

「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産権等を含む事業活動に活用される資源を指す。連携事業に参加する各主体が持ち寄るそれぞれの強みである経営資源が計画の中で具体的に示され、新事業活動がそれらの組合せにより可能となったものであることが必要である。」

(第3項) 本項は、異分野連携新事業分野開拓計画の認定に係る要件を規定したものである。

一 第一号では、異分野連携新事業分野開拓に係る目標、内容及び実施時期、連携の態様並びに連携への参加者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様が、基本方針に照らしてそれぞれ適切であるかどうかを挙げている。国の支援対象として適当であるかどうかを要件としている。具体的な要件については、前項の解説において、記載事項と併せて記載しており、そちらを参照されたい。

二 第二号では、異分野連携新事業分野開拓計画により需要が相当程度開拓されることを基準としている。需要開拓の程度については、基本方針において、「財務面の要件」として、「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、十年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストを勘案し、当該事業について一定の利益を上げることが要件とする。」（基本方針第3・1・五）を挙げており、一律の数値基準を設けるのではなく、各計画の主体や、事業活動の規模に応じて新しいビジネスとして持続的に成立しうるために適正なものであるかを要件としている。

三 第三号では、異分野連携新事業分野開拓に係る内容及び実施時期並びに実施するために必要な資金の額及びその調達方法が、適切であることを挙げている。これは、実施計画が現実的なものであること及び前号において記載するキャッシュフローが現実的な調達方法に基づいたものであることを求めている。

四 第四号では、異分野連携新事業分野開拓計画を実施した結果、我が国の産業の発展又は国民生活の利便の増進に寄与すると認められることを要件の一つとして挙げており、経済社会への波及効果を有することが求められている。

(異分野連携新事業分野開拓計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る異分

野連携新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定中小企業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画（前二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。）に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

【趣旨】 異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定のための申請に関する手続、記載事項及びその認定の要件を定めるもの。

#### 【解説】

（第1項） 認定中小企業者が計画を変更しようとするときは、再度変更後の計画について認定を受けなくてはならない。その際の認定を行う主務大臣は、多くの場合において前条の認定を行った主務大臣であることが想定されるが、当初の計画と異なる事業分野を開拓する等の変更の場合、認定すべき主務大臣も異なることがあり得る。

計画を変更した後の計画の実施期間は、当初の認定計画を実施した期間を含めて五年間以内であり、例えば当初の計画の実施期間が三年間であった場合は、変更申請により最大二年間の延長をして承認を受けることが可能である。また、計画の認定基準（前条第三項）に照らし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更、個別の資金負担企業での資金調達先の変更等、認定計画の趣旨を変えないような軽微な修正は、変更とはみなさないこととし、次項における届出も必要としない。

（第2項） 異分野連携新事業分野開拓計画は、複数の中小企業者だけでなく、必要により大企業者や協力者が参加して実施する計画であるから、それら計画実施主体についての軽微な変更によりその都度認定が必要になれば、事業実施の機動性が損なわれることになる。そこで、主務省令により「軽微な変更」を定め、認定計画の実施状況を主務大臣が把握するために必要な情報の一部に係る変更について、届け出ることにより前項の認定を不要としたものである。「軽微な変更」については、【用語の解説】参照。

（第3項） 主務大臣は、計画の実施に遅滞があると認められる場合には、計画に沿って事業を行えるよう指導・助言するものとしている（第三十四条第四項）。しかし、計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、実施の見込みがなく、その結果、法令及び認定基準に該当しなくなると認められる場合には、当該計画の認定を取り消すことが出来ることを定めたものである。

認定の取消を受けた者に対しては、金融・税制上の助成措置を停止することとなる。

（第4項） 異分野連携新事業分野開拓計画の変更の際の認定基準は、前条第三項に規定する当初の認定の基準と同様である。

#### 【用語の解説】

（第1項）

「主務省令で定める軽微な変更」

異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者及び大企業者並びに異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する者の名称、住所、代表者の氏名について、認定を要さない軽微な変更としている（異分野命令第三条）。

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）は、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の三第二項	当該保証をした	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億円）」とする。

3 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険（以下「売掛金債権担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金に係る

るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第三項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項	保険価額の合計額が	異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の四第二項	当該借入金の額のうち 当該債務者	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした 該保証をした 異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

4 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」とする。

5 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあっては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

【趣旨】 経営革新や異分野連携新事業分野開拓に取り組む中小企業においては、新商品、新技術の研究開発、需要の開拓、製造設備の導入等のために多額の資金を必要とすることが想定されるので、国としてもこれに対処して、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫における低利融資制度の創設等により、極力良質で豊富な資金の確保を図ることとしている（第三十三条）。しかしながら、所要資金を十分調達し、新事業活動を円滑に行っていくためには、資金の量的確保の面でお民間資金が必要となる場合が少なくない。したがって、かかる民間資金の供給を円滑にする必要があることにかんがみ、中小企業の信用力・資金調達力について特定の措置を講じることが必要である。

このような観点から、経営革新や異分野連携新事業分野開拓に必要な資金について債務保証をした信用保証協会が中小企業金融公庫との間で結ぶ保険関係についての特例を設けることとしたものである。これにより、経営革新や異分野連携新事業分野開拓に取り組む中小企業は普通保険、無担保保険、特別小口保険等の別枠追加や新事業開拓保険の限度額拡大、保険料率の引き下げなどの特例を受けることができることとなる。

なお、当然のことではあるが、本条に係る保険関係については中小企業信用保険法の保険関係であるので、中小企業信用保険法の規定の全部が適用されるものであり、本条に規定されている第三条第一項及び第二項、第三条の二第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項、第三条の四第一項及び第二項、第三条の八第一項及び第二項並びに第五条だけが適用になるのではない。本条は、単に、本法に基づく承認又は認定を受けた中小企業に対する債務保証について、中小企業信用保険法の前記条文を適用する際に読み替えを行うものである。

#### 【解説】

（第1項） 本項は、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、経営革新関連保証（注）を受けた中小企業者に係るものについて、承認経営革新計画に従って行われる経営革新に必要な資金に関し、中小企業信用保険法に定めるのと同額の保険限度額の別枠を設けるというものである。これにより、既に通常の保険限度額一杯に利用している者についても、経営革新関連保証であれば、新たにそれぞれの保険に応じた限度額内の利用ができることとなる。

この場合、経営革新関連保証についての各保険の成立関係は、通常の保険関係の場合と同様である。すなわち、無担保、無保証人の経営革新関連保証については、別枠の特別小口保険が別枠の他種の保険に優先して成立し、無担保（保証人の保証を除く。）の経営革新関連保証については、別枠の無担保保険が別枠の普通保険に優先して成立することとなる。

（注）経営革新関連保証：中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るもの

なお、経営革新計画の承認は各行政庁が行うが、実際に中小企業者が金融機関から借入を行う際の債務保証については、各信用保証協会が具体的ケースを見て判断することとなる。

（第2項） 第二項は、経営革新事業資金に対する中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険に係る特例について定めている。

新事業開拓保険は、リスクが高く、多額の資金を必要とする中小企業者の新事業開拓について、中小企業信用保険法上、信用補完の面から特に支援するため設けられた措置である。本項は、新事業開拓保険の保険関係であって、中小企業者が承認を受けた経営革新計画に基づいて行う事業に必要な資金に係るものについて、保険限度額を増額（通常の二億円から三億円に増額）（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合等に係る保険関係の保険限度額については、通常の四億円を六億円に増額）するところのものである。

また、経営革新に必要な資金以外の資金に係る保険関係の保険限度額については、通常と同様の二億円（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合等に係る保険関係の保険限度額については、四億円）を限度とすることとして

いる。

また、この場合の各保険の成立関係についても、第一項同様、通常の保険関係の場合と変わるところはない。

(第3項) 本項は、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、第一項に規定する経営革新関連保証と同様に、中小企業信用保険法に定めるのと同額の保険限度額の別枠を設けるといふものである。

異分野連携新事業分野開拓に係る事業においては、連携参加者のうちの二社ないし三社が取引先との間の代表者となり、受注を一手に引き受けるケースがある。そうした場合、受注額が同代表者の通常の事業により個別企業として受ける受注の額よりも大きくなることや、取引先からの代金支払いと連携体内の加工賃等の支払いとの時間差が発生し、一時的な現金ニーズが生ずることが考えられる。そのため、売掛金を担保とする売掛金債権担保保険を追加し、債権の流動化を図り、こうしたニーズに対応できるようにしている。

各保険の成立関係についても、経営革新関連保証と同様であるが、経営革新関連保証と異分野連携新事業分野開拓関連保証の別枠は、複数の新事業活動を行うことにより、経営革新計画の承認と異分野連携新事業分野開拓計画の認定の両方を受けている中小企業者の場合、それぞれ別に成立する。

なお、中小企業信用保険法の特例措置としては、経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証のほかに、災害関係保証、経営安定関連保証等の特別措置が講じられているが、これらは各々の施策ことにその目的を異にしており、中小企業者は、それぞれ事態に応じてこれらの措置を併用することができることとなっている。

(第4項) 本項は、第二項の経営革新事業資金に対する新事業開拓保険に係る中小企業信用保険法の特例と同様に、異分野連携新事業分野開拓事業資金に対する特例について定めている。

異分野連携新事業分野開拓については、複数の中小企業者が連携して事業を行うことから、一般的に経営革新よりも事業の規模が大きく、個々の中小企業が必要とする資金額も大きいことが想定されるため、経営革新事業資金の三億円よりも大きく、四億円に増額することとしている。ただし、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合等に係る保険関係の保険限度額については、もともと複数で行うことを前提としていることもあり、経営革新事業資金に係るものと変わらない。

なお、新事業開拓保険の保険限度額を四億円に増額するということは、既使用枠が二億円であつても、更に二億円の保証を受けることが可能になるといふことである。通常二億円である新事業開拓保険の保険限度額一杯まで保証を受けている中小企業は、新たに通常の新事業開拓保険に係る保証を受けることは出来ない。一方、経営革新のための資金であれば更に一億円、異分野連携新事業分野開拓のための資金であれば更に二億円の保証を受けることができることとなっている。なお、新たに新事業開拓保険の保証を受ける場合であつて、全て経営革新又は異分野連携新事業分野開拓のための資金の場合には、それぞれ三億円又は四億円全額につき、新事業開拓保険の付保が可能である。

(第5項) 本項は、普通保険について保険価額に対する保険金の割合(てん補率)を引き上げるものである。普通保険の保険関係については、中小企業信用保険法第三条第二項の規定により保険価額に百分の七十を乗じて得た額を保険金額(中小企業金融公庫が信用保証協会に支払うべき保険金の最高限度額)とし、また、同法第五条の規定により保険事故が発生したときのてん補率(信用保証協会の損失額に対して、中小企業金融公庫が実際に支払うべき保険金の割合)は百分の七十に定められているが、本項の読み替え規定により、経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについて、特に百分の八十に引き上げられる。

本法に基づいて中小企業者が行う承認経営革新計画及び認定異分野連携新事業分野開拓計画に関する事業に必要な資金に係る保証については、一般的に高いリスクがあると考えられるため、各信用保証協会の保証態度を積極化するためには、保証を行った債務について中小企業者が返済不能となった場合に信用保証協会が支払うこととなる額(保険価額)に対して支払われる保険金の割合を引き上げることによって、保証協会の負担を軽減することが必

要であるため、本項を設けたものである。

(第6項) 本項は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険であつて経営革新関連保証に係るもの若しくは普通保険、無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険であつて異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについて、保険料率を「百分の三以内で政令で定める率」から「百分の二以内で政令で定める率」に引き上げるものである。

現在、中小企業信用保険法施行令第二条第一項に定められている通常の保険料率は、中小企業信用保険法で定められている最高限度(年百分の三以内)よりも相当程度低い水準で定められており、既に年百分の二をも下回っているが、本法により最高限度を三分の二に引き下げている趣旨に沿って、政令において次の通り定めている。(施行令第八条)

保険料率	保険の種類	普通保険	無担保保険	特別小口保険	売掛金債権担保保険(異分野連携新事業分野開拓関連保証のみ)
通常		〇・八七%	〇・八七%	〇・四%	〇・四六%
本項に基づく特例		〇・四一%	〇・二九%	〇・一九%	〇・二九%

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)(又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)(又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。))の保有
- 2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)(又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)(又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。))の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

【趣旨】 中小企業者は、金融機関からの借入について、担保力、信用力が脆弱なため、大企業に比べて不利な状況

にあることが多く、また、将来的な金融取引について信用面での不安を抱いていることも多い。このような状況に加え、本法の支援対象としている新事業活動に取り組む中小企業者は、比較的风险の大きい事業を行うため、金融機関からの借入がより一層困難となりがちであり、間接金融のみならず、直接金融の導入による資金調達手段の多様化が必要である。

従って、新事業活動を行う中小企業者に対して本条で中小企業投資育成株式会社の特例を設け、直接金融による資金調達の途を設けているものである。

#### 【解説】

(第1項) 本項は、本法の経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業者については、資本金が三億円を超える株式会社を設立する場合、資本金が既に三億円を超えている株式会社である中小企業が株式等を発行する場合についても、中小企業投資育成株式会社の初回投資（新株予約権等の引受けを含む。以下同じ。）の対象とすべきこととする。

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、この目的にかんがみ、現在中小企業基本法等で定める中小企業者一般を対象とせず、自己資本の脆弱性という問題に直面していることが確実とみられる資本金の額が三億円以下の株式会社を初回投資の対象としている。

しかしながら、新事業活動にあたっては、必要とされる資金規模が大きくなる場合が多く、こうしたリスクの高い資金需要に対しては、直接金融による対応を機動的に行えるようにすることが新事業活動の成功の促進に当たって重要であることから、中小企業投資育成株式会社の特例を規定したものである。

(第2項) 第六条第二項と同旨。

#### (課税の特例)

**第十五条** 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする中小企業者が、当該承認経営革新計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行おうとする中小企業者であつて、当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

【趣旨】 本条は、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業者に対して税制面からの支援が行われることを宣言し、その周知徹底を図るためのもので、設備投資減税についてその基本方向が示されている。

#### 【解説】

(第1項) 本項では、経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対する設備投資減税について定めている。具体的には、租税特別措置法第十条の四（個人）及び第四十二条の七（法人）に規定する中小企業等基盤強化税制（注）の対象に本法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者が追加されている。なお、本税制の適用を受けるためには、

承認経営革新計画において、計画している設備投資が租税特別措置法の規定する「計画に定める機械及び設備」であることが明示されていることが必要となる。

また、本項による設備投資減税措置の他に、経営革新計画の承認を受けた同族会社については、別途租税特別措置法第六十八条の二により、平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度までは留保金課税の停止措置を受けることが可能とされている。

(第2項) 本項では、異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業者に対する設備投資減税について定めている。具体的には、租税特別措置法第十条の四(個人)、第四十二条の七(法人)及び第六十八条の十二(連結法人)により、中小企業等基盤強化税制の対象に本法の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業者が追加されている。経済産業大臣の定める基準は、平成十七年五月二日経済産業省告示第三百三十七号により、付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費を合算したもの)又は従業員一人当たりの付加価値額の目標伸び率(%)を計画期間の年数で除して得た数が三以上かつ経常利益の目標伸び率を計画期間の年数で除して得た数が一以上のものと定められている。

本税制の適用を受けるためには、認定異分野連携新事業分野開拓計画において、計画している設備投資が租税特別措置法の規定する「計画に定める機械及び設備」であることが明示されていることが必要となる。

(注)中小企業等基盤強化税制・取得した機械装置(取得価額二百八十万円以上/リース価額三百七十万円以上。器具・備品を含まない。)について、取得価額の七%の税額控除(リースの場合は費用総額の六十%相当額の七%)又は初年度三十%の特別償却が認められている。